

IFRS News

23

Quarter 4 2014

vol.

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2014年4回目であり、今年最後となる本号では、まず、間近に迫った報告シーズンに規制当局が焦点を当てる可能性が高い領域について取り上げます。そして、国際会計基準審議会 (IASB) が公表した新しい基準、公表された公開草案、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向を紹介しします。

本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物を一覧紹介します。



目次

規制当局が注視する領域	3
IASBはIFRS第9号「金融商品」を完成	8
個別財務諸表における持分法	10
投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出	11
年次改善2012-2014年サイクルの公表	12
料金規制の財務上の影響の報告	13
子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定	13
IAS第12号に提案された変更	14
グラントソントンが英国財務報告評議会に任命される	14
IFRS第15号の収益-業界の考察	15
2014年版のIFRSに準拠した財務諸表記載例の公表	15
カナダのパートナーがIFRSディスカッション・グループに任命される	16
グラントソントンは減損に関する移行リソースグループのメンバーに任命される	16
その他のトピック-概要	17
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	21

規制当局が注視する領域

ほとんどの法域では、IFRSを含む会計基準を執行するシステムが確立されている。

会計処理の執行に責任を負っている多くの規制機関は、過去のレビューからのフィードバック及び今後優先的にレビューする領域に関して情報を公表しています。世界各国のそれぞれの執行機関からの報告書やフィードバックを利用して、いくつかの共通するテーマを識別しました。2015年の報告シーズンが間近に迫っており、これらの共通のテーマが、皆様が財務諸表を作成するにあたって、計画し優先順位を付ける上で役立つであろうと考えています。共通のテーマには以下の項目が含まれます。

- ・ 財務報告における整合性
- ・ 不要な情報の削除
- ・ 継続企業
- ・ 減損テスト
- ・ 収益に関する会計方針
- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 金融商品
- ・ 税金
- ・ 非GAAP財務指標
(non-GAAP financial measures)
- ・ 事業セグメント
- ・ 新たな連結諸基準パッケージ
- ・ 公正価値の開示

これらの項目について、以下で詳細に説明します。言うまでもなく、上記項目リストは完全網羅を意図しておらず、規制当局は次の報告期間において他にも多くの領域に関して注視する点をあげることでしょう。

財務報告における整合性

規制当局は、財務諸表内、及び財務諸表と付随する経営者による説明といった説明形式の報告書との間における整合性の欠如についてしばしば懸念を示します。明らかな不整合により、さまざまな会計処理及び開示が問題視されることもありえます。以下は、特に留意すべき領域です。

財務報告における整合性

注視される領域	論点
セグメントの開示	・ 企業がセグメント分析を経営者による説明において示しているが、財務諸表注記で事業セグメントを異なって説明している。
継続企業及び減損テストの開示	・ 評価を裏付ける仮定や見通しに関して、経営者による説明と財務諸表との間において不整合が存在する。 ・ 規制当局は、後発事象に関して、経営者による説明で記述されたものと財務諸表に記述されたものとの間における不整合を追求する。
会計方針	・ 企業の経営者による説明で述べられている主要な種類の取引のすべてについては、会計方針が取り扱っていない。 ・ 重要な判断と見積りに関する適切な開示を行っていない。

不要な情報の削除

近年、IASB及びその他の基準設定主体が透明性の向上を図ろうと、既存の開示要求に新たな要求事項を追加したため、財務諸表の情報量が大幅に増加しました。財務諸表利用者が本当に重要な情報を識別することを困難にする一方で、企業にとっても財務諸表を作成する際の負担が増大すると考え、多くの人がこれに対して懸念を示しています。

IASBはこうした懸念を重んじ、財務情報の開示を改善し、企業が財務諸表を作成するにあたって判断を用いることができるよう「開示に関する取組み」を公表しました。また、多くの規制当局は「不要な情報の削除」の重要性を強調し、既存の開示を合理化しています。

より有意義な開示のための留意点

- ・ 重要なメッセージに焦点が当てられ、有意義な内容に裏付けられており、かつ重要でないことを詳しく述べることでより明確さを欠くことがないようにする必要があります。
- ・ 効果的なクロス・リファレンス(相互参照)を示し、重複を避ける必要があります。
- ・ 使用する言語は正確であり、複雑な論点を明確に説明する必要があります。
- ・ 難解な専門用語や「決まり文句」は、避けなければならない。
- ・ 財務諸表の項目は、重要なメッセージを伝え不要な詳細を避けるために、適度に集約して報告されなければならない。
- ・ 調整表は、付随する記述によって説明付けられ、かつその記述と整合している必要があります。
- ・ 財務諸表作成者は、重要性にかかわらずあらゆる開示要求を含めようとすることによって慎重になり過ぎる心理的傾向を避けなければならない。

これらの取組みを踏まえて、企業は、利用者にとってより簡潔かつ重要な情報を提供する一方で、それと同時により一貫性がある有意義な方法で財務報告内容を集約することで、開示を効率化できるかもしれません。表の内容は、本領域における新たなベストプラクティスについていくつかの示唆を与えます。

この領域の最新動向については、本IFRSニュースの「その他のトピック-概要」セクションの『明確かつ簡潔な報告』に関する記事もご覧下さい。

継続企業

IAS第1号第25号では、取締役が、企業の継続性に関する検討を行う際に、当該企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関する重要な不確実性を発見した場合には、そうした不確実性を財務諸表に開示することを要求しています。

この要求事項に応じて、経営者は継続企業の前提に対して不確実性が存在することを示す情報が年次報告書に示されているかどうかを検討し、開示において取り扱わなければなりません。これには、例えば、減損損失やキャッシュ・アウトフローなどの財務情報、又は返済期限が1年以内に到来する重要な債務の開示並びに主要なリスクや不確実性及び財務リスク管理情報などの記述による開示が含まれる可能性があります。

この際、グループ会社間での借入の影響及びグループ会社債権の回収可能性に対する懸念についても、見過ごすべきではありません。また、経営者は、継続企業の前提の開示は、会社の継続企業としての状態にそうした問題が影響を及ぼさない理由を経営者自身が説明する機会であるということを認識しておく必要があります。

さらに、読者の方々は、経営者が、企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせる事象又は状態が存在すると判断する状況について検討した近年(2014年8月)の国際財務報告解釈指針(IFRIC)のアジェンダ決定についても認識しておかなければなりません。

IFRICは、要請があるにもかかわらずさらなる作業を推進しない理由として、経営者が企業の継続企業としての存続能力について検討したが、重要な不確実性は存在しないという結論に至るような状況では、当該結論に至る際にはやはり重要な判断が行使された可能性があると考えました。IFRICはさらに、IAS第1号第122項(財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えている企業の会計方針を適用する際に行った判断についての開示を要求している)の開示要求がそうした判断に適用されるとしています。

減損テスト

規制当局は特に減損テストを注視し、次の事項に対してたびたび懸念を示しています：

- ・ 企業の減損評価のレベル
- ・ 経営者が基礎とした仮定の裏付け可能性
- ・ 関連する開示の透明性及び妥当性

適切なレベルで減損評価を行うことは、稼働良好な資産又は資金生成単位(CGU)により、不稼働資産又はCGUグループの減損が隠れてしまわないようにする上で極めて重要です。表は、規制当局によって指摘されることの多い事項をいくつか示しています。

収益に関する会計方針

収益認識に関する方針は、多くの場合、財務諸表において最も重要な会計方針です。そのため、引き続き焦点となり、規制当局が注視する領域です。

規制当局が収益認識に関する会計方針の開示を検討する際に、共通する(そして繰り返される)批判には以下の事項が含まれます。

- ・ 収益認識に関して採用した会計方針が、「決まり文句」を使用することなしに適切に記載されていない。
- ・ 期間中に認識された収益の重要な種類ごとの額を開示しておらず、報告書の他の箇所では識別されている収益の流れが、会計方針に関する注記で取り扱われていない。
- ・ 企業が代理店契約で他の当事者に代わってその便益のために活動している取引について、収益が総額ベースで計上されている。
- ・ 重要な判断を伴う領域について、十分な説明がされていない。

一部の開示が不十分である場合、規制当局は、経営者が以下の要件を満たしているとみなす根拠を確認するために、引き続き追加の情報を求めることがあります。

減損テスト

焦点となる領域	論点
企業の減損評価レベル	・ 開示が広範に渡り過ぎており、減損に至った主要な事象及び状況に関する企業固有の要因が示されていない。
減損が企業の全体の活動や事業に与える影響についての十分な状況説明の欠如	・ 開示においてCGUに係る記述が示されていないか、又は当該記述に実態や企業固有の情報が欠如している。 ・ IAS第36号における具体的な要求事項にかかわらず、のれんが資金生成単位又は単位グループに配分された場合の開示が欠如している。
経営者の主要な仮定の開示の欠如	・ 特に以下の事項に焦点を当てている： - 当期中のキャッシュ・フロー予測 - 回収可能価額を算定する際に使用したアプローチ ・ 価額が過去の経験を反映したものかどうか、又はそれらが外部の情報源と整合的であるかどうか、開示によって明確にされていない場合が多い。
のれん又は耐用年数を確定できない無形資産がCGUに配分されているが、減損が認識されていない場合	・ 規制当局がたびたび懸念を示すのは、開示に感応度分析が含まれていないか、又は含まれている場合でも、提供された分析において整合性が欠如しているということである。

- ・ サービスを提供している場合—提供したサービスの進捗度を信頼性をもって決定できること。
- ・ さまざまな収益の流れが財務報告書の他の箇所で識別されているが、注記では取り扱われていない場合—これらの収益の流れに適用した重要な方針を特定したこと。
- ・ 収益が物品の販売及びサービスの提供の両方に関連している場合—収益をさまざまな構成要素に分配し、適切に認識していること。
- ・ 企業は、重要な判断又は見積り(あるいはその両方)について適切に開示、説明したこと。
- ・ さまざまな非キャッシュ・フロー項目(non-cash flow items)がキャッシュ・フロー項目に含まれている。具体例としては、公正価値の調整、のれんの増加、引当金の増加、非支配株主からの資産の投入及び発生利息が挙げられる。
- ・ 投資活動が財務活動として表示されている(又はその逆)。
- ・ 子会社及び事業の取得や処分についての詳細な注記が省略されている。

金融商品

- ・ 一部の金融資産及び金融負債の公正価値を算定するために用いた評価技法やインプットについて述べられていない。
- ・ 公正価値で測定するものとして指定した金融商品に関する開示が行われていない。

キャッシュ・フロー計算書

規制当局は、財務諸表利用者が企業のキャッシュ・フロー生成能力を評価し、キャッシュ・フローの時期及び確実性を理解できるようにする上で、キャッシュ・フロー計算書の重要性を引き続き強調しています。キャッシュ・フロー計算書に関して識別された共通の論点として以下の事項があげられます。

2015年の報告シーズンが間近に迫っており、これらの共通のテーマが、財務諸表を作成するにあたって、計画し優先順位を付ける上で役立つであろうと考えている。

税金

規制当局は、次の事項を含め、さまざまな税金関連の問題を提起しています：

- ・ 企業が当期又は前期に欠損を計上しており、繰延税金資産を計上できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を超える将来の課税所得の有無に依存している場合には、当該繰延税金資産の認識を妥当とする根拠を求める。
- ・ 税金費用(収益)の額と会計上の利益に適用税率を乗じて得られる額との間の調整についての説明を求める。

非GAAP財務指標

(Non-GAAP financial measures)

規制当局は依然として、非GAAP財務指標の利用に関して、多くの懸念を提起しています。その中には、次の事項に対する懸念が含まれます。

- ・ 非GAAP財務指標によって有用な情報が提供される理由が説明されていないか、又はあまりに総論過ぎる説明が用いられている。
- ・ ほとんどの直接的に比較可能なGAAP指標よりも、目立つように強調された形で非GAAP財務指標が表示されている。
- ・ 広範な市場において一般に解釈されているか又は定義されている意味を持つ非GAAP財務指標の定義を企業が変更している。例えば、規制当局は、支払利息・税金・減価償却費控除前利益(EBITDA)という用語を使用しているが、財務諸表利用者の誤解を招きかねない形で各要素の構成を変更している場合には異議を唱えている。

事業セグメント

焦点となる領域	論点
最高経営意思決定者(CODM)の識別	・ 大規模で複雑な企業でも、取締役会全体をCODMとして識別することによって1つのセグメントのみを報告している場合、規制当局は懸念を示している。こうしたアプローチをとる企業は問題視される可能性がある。
IFRS第8号における集約規準の適用	・ 規制当局は、事業セグメントの過度な集約について疑問視している。IFRS第8号では、企業は「類似の経済的特徴」を有するセグメントを集約することを認めているが、規制当局はこれらの基準が濫用されていることを危惧している。 ・ IFRS第8号は、セグメントを集約する際に行った重要な判断についての開示の拡充を求めるために修正された。これらの変更は2014年7月1日以後の事業年度から発効するが、規制当局はこうした情報が早めに提供されるよう要求することができる。
主要な顧客に関する情報の不備又は脱漏	・ 単一の外部顧客との取引による収益が企業の収益の10%以上である場合には、企業は、その事実、当該顧客からの収益の合計額及び当該収益を報告する単数又は複数のセグメント名を開示しなければならない。
報告セグメントの変更に、遡及再表示した比較対象期間のセグメント・データが提供されていない	・ IFRS第8号では、企業が、その報告セグメントの構成の変更を促すような内部組織構造の変更を行った場合には、通常、変更前の期間について対応する情報を遡及再表示しなければならない。

事業セグメント

IFRS第8号「事業セグメント」は2006年に公表されたにもかかわらず、その誤った適用は依然として問題となっており、規制当局は注視しています。上記の表は、繰り返し焦点となっている領域について説明しています。

規制当局は、財務諸表内、及び財務諸表と付随する経営者による説明といった説明形式の報告書との間における整合性の欠如についてしばしば懸念を示している

新たな連結諸基準パッケージ

IFRS第10号「連結財務諸表」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」を適用しても、多くの企業の財務諸表は影響を受けませんでした。しかし、影響が大きい場合に、規制当局は、変更の根拠についての説明が財務諸表において十分に開示されていないことに対して懸念を示しました。特に、どのような要因により変更(例として、基礎となる構造、実施されている取決め、関連する活動又は経営者の判断が含まれます)が生じたのかが不透明であると指摘しました。さらに規制当局は、こうした状況の多くで、企業は変更した事項及びそれをどのように会計処理したのかを開示するのみで、経営者が結論に至る際に行った重要な判断及び仮定については説明していないことにも注目しました。

IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に関連して、規制当局は、企業が他の企業に対する支配、共同支配又は重要な影響力を有しているという結論を裏付けるにあたり、経営者が行った重要な判断及び仮定、並びに当該判断及び仮定の変更を含めなければならないことを指摘しました。そして、報告企業が重要な判断及び仮定を開示する必要がある状況として、いくつかの具体例を挙げています。

- ・ 他の企業の議決権の過半数を保有しているのに、当該他の企業を支配していない場合
- ・ 他の企業の議決権の過半数を保有していないのに、当該他の企業を支配している場合
- ・ 企業が代理人又は本人であるかを決定する場合
- ・ 他の企業の議決権の20%以上を保有しているのに、当該他の企業に対する重要な影響力を有していない場合
- ・ 他の企業の議決権の20%未満しか保有していないのに、当該他の企業に対する重要な影響力を有している場合

また、IFRS第12号によれば、企業は、非支配持分側が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与を理解できるような情報を開示しなければならないことを認識しておくべきです。IFRS第12号第12項では、重要性のある非支配持分がある子会社のそれぞれについて、情報の開示に際して有用となる規範的な開示リストを提供しています。

公正価値の開示

多くの企業は、2013年に初めてIFRS第13号「公正価値測定」を適用しました(IFRS第13号は2013年1月1日以後開始事業年度より適用された)。世界各国の多くの規制当局は、IFRS第13号の開示をいずれは焦点となる領域と認識していました。IFRS第13号では、反復的及び非反復的な公正価値測定についてさまざまな開示要求を規定しており、少なくとも以下の事項を含め、レベル3の評価に関してかなり多くの開示があります。

- ・ 公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報
- ・ レベル3の測定について、未実現損益の変動に起因する純損益に含まれている利得又は損失の合計額
- ・ レベル3の測定に用いた評価プロセスの説明
- ・ レベル3の測定についての感応度分析の記述的説明



IASBはIFRS第9号「金融商品」を完成

IASBは、IFRS第9号「金融商品(2014年)」の公表によって、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」を置き換えるプロジェクトを完了した。

背景

IASBは、IAS第39号に対する批判の高まり及び2007年から2008年にかけての金融危機の一因と言われていることを受けて、2009年の夏に金融商品の会計処理についての見直しを開始しました。IFRS第9号の基準化は、段階的な完了を可能にするために複数の章に分けられており、最初の章は2009年に公表されました。IFRS第9号(2014年)の公表によって、これらの章が完了し、本基準全体が完成しました。

IFRS第9号(2014年)により行われた変更

IFRS第9号(2014年):

- 予想信用損失(減損)を取り扱う要求事項を追加している

- 「その他の包括利益を通じて公正価値」という新たな測定区分を追加することによって、本基準の分類及び測定の要求事項を修正している
- 新たな強制発効日を導入している (IFRS第9号(2014年)は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用されなければならない)

予想信用損失

本基準には、IFRS第9号(2014年)としての、予想信用損失に係る要求事項が含まれています。IAS第39号における減損の要求事項は複雑過ぎており、その結果、減損の認識時点があまりに遅くなることが批判されていました。

予想信用損失

信用度の悪化

段階 1 — 稼働 (performing)

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化してはいない金融商品、又は報告日現在で信用リスクが低い金融商品
- 12か月の予想信用損失を認識する
- 金利収益は当該資産の総額での帳簿価額に基づいて計算する

段階 2 — 低稼働 (under-performing)

- 信用度が当初認識以降に著しく悪化している(報告日現在で信用リスクが低い場合は除く)が、信用損失事象の客観的証拠がない金融商品
- 全期間の予想信用損失を認識する
- 金利収益は当該資産の総額での帳簿価額に基づいて計算する

段階 3 — 不稼働 (non-performing)

- 報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産
- 全期間の予想信用損失を認識する
- 金利収益を純額での帳簿価額(すなわち、予想信用損失分だけ減額された額)に基づいて計算する

信用リスク=低い

信用リスク>低い

IFRS第9号(2014年)では、減損会計の対象となるすべての金融商品に同じ減損モデルを適用し、より将来予測的な情報を用いることによって、IAS39号に対する批判に対処しています。こうした将来予測的なアプローチを適用する際には、次の項目の間で区別を行います:

- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化していない金融商品、又は信用リスクが低い金融商品
- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、かつ信用リスクが低くはない金融商品

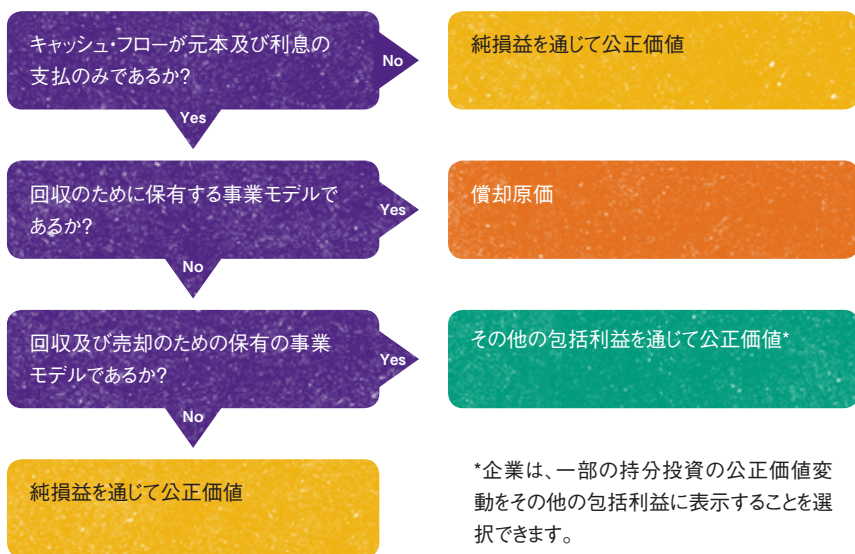
これらの2つの区分のうち初めの項目については「12か月の予想信用損失」を認識し、後の項目については「全期間の予想信用損失」を認識します。また、このモデルには、第3の段階があります。すなわち、当初認識後に実際に信用が毀損した金融資産について、金利収益は、当該資産の総額での帳簿価額ではなく、償却原価(損失評価引当金を控除後の額)に基づいて計算します。

本基準における分類及び測定の要求事項の修正

IFRS第9号(2014年)では、「その他の包括利益を通じて公正価値」という新たな測定区分を導入しています。本基準は、次の両方の条件に該当する場合には、当該金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するよう企業に対して要求しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、その金融資産が保有されている。

分類モデルの要約



- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

図は、IFRS第9号の金融資産に係る分類モデルを示しています。

新たな強制発効日

IFRS第9号(2014年)では、2018年1月1日以後開始する事業年度という新たな強制発効日を導入しています。

本基準の内容の複雑性及びプロジェクトの段階的な完了により、広範な経過措置が設けられています。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

IFRS第9号(2014年)により、多くの企業の財務諸表に大幅な変更が生じる可能性が高いです。2018年という発効日はまだ先の話のように思われるかもしれませんが、しかし、システムの要件や財務比率にまで重要な影響が及ぶことも考えられるため、企業の皆様は新基準の検討を今から始めることを強くお勧めします。



グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームは、IFRS第9号「金融商品(2014年)」に関する「IFRSニュース特別号」を公表しました。本特別号では、新基準の主要な特徴をご紹介します、それが実際に企業にどのような影響を与える可能性があるのか、読者の皆様に十分ご理解いただけるよう説明を行っています。

本特別号の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

個別財務諸表における持分法

IASBは、「個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)」と題してIAS第27号「個別財務諸表」の狭い範囲の修正を公表した。

このIAS第27号の修正では、企業が、個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを認めています。

背景

IAS第27号の修正が公表される前の基準では、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を、取得原価で行うか又はIFRS第9号「金融商品」(企業がIFRS第9号をまだ適用していない場合にはIAS第39号「金融商品:認識及び測定」)に従って行うかのいずれかを要求していました。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

企業がその個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を会計処理する選択肢の1つとして持分法を含めることにより、いくつかの法域の企業にとっての負担が軽減され、IFRSの採用がより拡大すると思われます。

本修正により一貫性が低下すること及び明確な概念的基礎が欠落する点についての懸念はあるものの、現実的であるという理由からこれを支持します。

しかし、IASBの2011年アジェンダ協議への回答で、一部のコメント提出者から次の事項が指摘されました。

- ・ 一部の国々の法律では、上場会社に対して、国内の法規に従って作成した個別財務諸表を表示することを要求している。
- ・ それらの国内法規では、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法の使用を要求している。
- ・ ほとんどの場合、持分法の使用が、IFRSに従って作成される個別財務諸表と国内法規に従って作成される個別財務諸表との間の唯一の相違となる。

修正

これに応じてIASBは、企業が、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を持分法を用いて行うことを認める3つ目の選択肢を取り入れたIAS第27号の修正を公表しました。

その結果、企業は、次のいずれかから、個別財務諸表における会計方針を選択できることとなります。

- ・ 取得原価
- ・ IFRS第9号(又はIAS第39号)
- ・ 持分法

企業は、投資の各区分について同じ会計処理を適用する必要があります。

発効日及び経過措置

IAS第27号の修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められます。

IASBは、企業が本修正を適用するにあたって、すでに利用可能な情報を使用できると考えているため、経過措置を設けていません。

投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出

IASBは「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出-IFRS第10号及びIAS第28号の修正」を公表した。

本修正では、IFRS第10号「連結財務諸表」とIAS第28号(2011年)「関連会社に対する投資」との間の認識されている不整合に対処しています。これは、関連会社又は共同支配企業に子会社を拋出することによって、親会社がその子会社に対する支配を喪失する取引の会計処理に関係するものです。

この不整合はもともと、IAS第27号「連結及び個別財務諸表(2008年改訂)」とSIC第13号「共同支配企業-共同支配投資企業による非貨幣性資産の拋出」の要求事項の間の矛盾に起因するものです。IAS第27号では、子会社に対する支配の喪失時に利得又は損失の全額の認識を要求していました。それに対して、SIC第13号では、投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の取引において利得又は損失の部分的な認識を要求していました。IFRS第10号はIAS第27号を置き換え、IAS第28号(2011年)はその前のIAS第28号とSIC第13号の両方を置き換えています。この矛盾は依然として存在しています。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

そのタイトルが示す通り、本修正の範囲は基本的に狭いものです。しかし、影響を受ける企業にとっては、本修正により、IFRS第10号とIAS第28号との間において一般に認識されている矛盾の実際的な解決策が提供されています。

修正

本修正ではIFRS第10号を以下の通り修正しています。

- ・ 投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の取引について利得又は損失を部分的に認識するという現在の要求事項は、IFRS第3号で定義されている事業を構成しない資産の売却又は拋出から生じた利得又は損失のみに適用される。
- ・ 投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での事業を構成する資産の売却又は拋出から生じた利得又は損失は、全額認識される。

これらの変更を反映させるために、対応する修正がIAS第28号(2011年)に行われました。さらに、IAS第28号(2011年)の修正では、売却又は拋出された資産が事業を構成するかどうかを決定する際に、企業は当該資産の売却又は拋出が単一の取引として会計処理すべき複数の取決めの一部であるかどうかを考慮すべきであることを明確にしました。

発効日及び経過措置

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度において発生する資産の売却又は拋出に、将来に向かって適用されます。早期適用は認められます。



年次改善2012-2014年サイクルの公表

IASBは「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」を公表し、年次改善プロセスの最新のサイクルを完了した。

「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」は、2012年に開始した年次改善を行うプロジェクトのサイクルの中でIASBによって議論され、2013年12月に公表された公開草案に含まれていた論点に起因する一群のIFRSの修正です。IASBは、他のプロジェクトの一部として含まれない、必要ではあるが緊急ではないIFRSの修正を行うために、年次改善プロセスを使用しています。一連の断片的な変更ではなく、単一の文書にまとめた形で修正を示すことにより、IASBは、すべての関係者にとっての変更の負担が軽減することを目指しています。

この年次改善で取り扱われている論点の概要を表に示しています。

発効日

「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」に含まれているIFRSの修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から発効します。ただし、早期適用が認められています。本修正は、将来に向かって適用されるIFRS第5号の修正を除いて、遡及適用されます。詳細な情報については、IASBが公表した「IFRSの年次改善2012-2014年サイクル」そのものを参照する必要があります。

公表された年次改善

修正される基準	修正の概要
IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分方法の変更 売却目的保有から分配目的保有（あるいはその逆）への資産（又は処分グループ）の直接の分類変更は、売却目的保有への分類の中止として会計処理されないことを明確化するためにIFRS第5号を修正する。したがって、企業は、当該資産（又は処分グループ）を帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で引き続き測定する。 また、本修正では、資産（又は処分グループ）がすぐには分配に利用できなくなった場合又は分配の可能性が非常に高いとは言えなくなった場合には、分配目的保有の会計処理を中止して、第27項から第29項のガイダンスを適用すべきであるとしている。
IFRS第7号 「金融商品:開示」	サービシング契約 本修正では、金融資産の「元金徴収を行う」契約が、IFRS第7号の第42E項から第42H項における開示要求を適用すべき金融資産に対する「継続的関与」であるとみなされる状況か、企業が判別する助けとなるよう追加的なガイダンスを提供している。そうした状況が一般的に生じる例としては、サービシング手数料が譲渡金融資産から回収されるキャッシュ・フローの金額又は時期に応じて決まる場合、あるいは固定手数料が譲渡金融資産の不履行があると全額は支払われない場合が挙げられる。
IFRS第7号 「金融商品:開示」	IFRS第7号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性 本修正では、IFRS第7号の近年の修正「開示—金融資産と金融負債の相殺」で要求される追加的な開示は、すべての期中期間について具体的に要求されているわけではないことを明確化している。しかし、これらの開示は、IAS第34号の一般原則に基づく一部の状況においては依然として要求される場合がある。
IAS第19号 「従業員給付」	割引率:地域市場の論点 IAS第19号の第83項では、退職後給付債務の割引率を決定するために使用する社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合させることを要求している。本修正では、社債についての市場の厚みに係る評価は、国レベルではなく通貨レベルで行うべきであることを明確化している。これは、特に確定給付制度を有するユーロ圏の企業に当てはまる。
IAS第34号 「期中財務報告」	「期中財務報告書の他の部分」での情報の開示 本修正では、「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示の意味を明確化し、期中財務諸表からこの情報が示されている箇所へのクロス・リファレンス（相互参照）の記載を要求している。また、クロス・リファレンスによって組み込まれている情報が、期中財務諸表の利用者が期中財務諸表と同じ条件で同時に利用できなければならないことを規定している。

料金規制の財務上の影響の報告

IASBは、「料金規制の財務上の影響の報告」に関するディスカッション・ペーパーを公表した。

世界各国の政府が、企業による特定の種類の活動の供給及び価格設定を規制しています。これらの活動は通常、当該法域において顧客にとって不可欠と考えられている財又はサービスの供給を伴うものであり、運送サービス、いくつかの種類の保険証券、ガス・電気・水道などの公益事業などが含まれます。料金規制の中には、料金規制対象企業が稼得できる収益及び純利益の金額だけでなく、関連するキャッシュ・フローの時期にも著しく影響を与える可能性のある形態のものもあります。

IASBのディスカッション・ペーパーは、原価回収とインセンティブ・アプローチの両方の要素を含めて料金規制のタイプについて説明しています。本ペーパーは、こうした説明が実務において最も重大な財務上の影響を有する料金規制の1つ又は複数のタイプを十分にとらえているかどうか、及びこれらの影響が通常のIFRSの会計原則の変更を正当化するほどに十分に重要であるのかどうかに関してコメントを求めています。

本ディスカッション・ペーパーは、具体的な会計処理の提案は含まれていない異例なものとなっています。それよりも、料金規制対象活動に関するどのような情報

が財務諸表利用者にとって最も有用なのかを検討し、料金規制の財務上の影響をどのように報告するのが最善なのかを決定する際にIASBが考慮し取り得るアプローチの概要を説明しています。

また、本ディスカッション・ペーパーは、IFRS第14号「規制繰延勘定」の表示及び開示の要求事項が、IASBがこのディスカッション・ペーパーへのフィードバックの結果として開発するであろう将来の提案の基礎となり得るかどうかについてもコメントを求めています。IFRS第14号は、2014年1月に、IASBがこの全体のプロジェクトを完了するまでの暫定的な措置として公表されたものだからです。

子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定

IASBは、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値での測定に関して明確化する公開草案を公表した。

子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に係る公正価値会計は投資企業に対して要求されており、個別財務諸表における会計方針として選択することができます。しかし、IFRS第13号「公正価値測定」が公表されて以降、公正価値が以下のいずれを基礎とすべきかについての明確性が欠如していたため、当該評価アプローチは問題のある領域となっています。

- ・ 投資の全体
- ・ 投資を構成する個々の株式(1株)の価値の合計

本提案は、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」、IAS第27号「個別財務諸表」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」及びIAS第36号「資産の減損」を修正することとなり、以下の事項が生じることとなります：

- ・ 相場価格のない子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値を投資の全体に基づいて測定する
- ・ 相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値を、一般的に、個々の株式(1株)の相場価格の合計(価格に数量を乗じた積又はP×Qアプローチと呼ばれる)として測定する

- ・ 資金生成単位(CGUs)が、活発な市場において相場価格がある企業と同等の場合(相場価格のあるCGUs)の当該資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定する

また、本公開草案にはIFRS第13号の設例の修正案が含まれており、市場リスク又は相手方の信用リスクのポジションが相殺し合う金融資産と金融負債のポートフォリオについて、IFRS第13号の通常の要求事項に対する例外の適用に関して寄せられた質問に対処しています。

IAS第12号に提案された変更

IASBは、公開草案「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」を公表し、IAS第12号のこの領域における要求事項の適用を明確にするための変更を提案している。

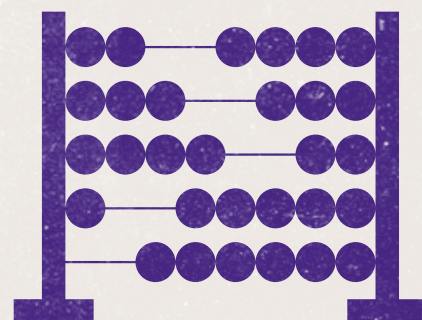
本修正は、企業が税務上の欠損を報告する状況において該当し、下記の状況における公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の認識を明確化しています：

- ・ 市場金利の変動により負債性金融商品の公正価値が取得原価を下回る。
- ・ 負債性金融商品の所有者が、当該負債性金融商品を満期まで保有する場合には、契約上のキャッシュ・フローのすべてを受け取る可能性が高い。
- ・ 負債性金融商品の所有者は、当該負債性金融商品を公正価値の下落が解消するまで保有する能力と意図がある。
- ・ 負債性金融商品の税務基準額は、当該負債性金融商品の売却又は満期まで取得原価のままである。
- ・ 負債性金融商品の所有者の可能性の高い将来の課税所得が、将来減算一時差異のすべてを利用するには不十分である。

本公開草案は、IAS第12号にガイダンスを追加し、現在、実務の不統一がある以下の論点を明確にすることを提案しています：

- ・ 元本が満期に支払われる固定金利の負債性金融商品の帳簿価額の下落は、この負債性金融商品が公正価値で測定され、その税務基準額が取得原価のままである場合には、常に将来減算一時差異を生じるのか。
- ・ 企業は、将来減算一時差異の利用の評価の比較対象となる、可能性の高い将来の課税所得を見積る際に、資産を帳簿価額を超過して回収する可能性が高い場合には、そのような回収を仮定するのか。（他の源泉からの課税所得が、公正価値で測定される負債性金融商品に係る将来減算一時差異を利用するには不十分である場合がこれに該当する）。

- ・ 企業が将来減算一時差異を可能性の高い将来の課税所得に対して利用できるかどうかを評価する際に、その可能性の高い将来の課税所得には、将来減算一時差異の解消の影響を含めるのか。
- ・ 企業は、繰延税金資産の認識をそれぞれの将来減算一時差異について別個に行うのか、それとも他の将来減算一時差異と一括して行うのかを検討するのか。



グラントソントンが英国財務報告評議会に任命される



グラントソントンUK の財務報告分野のディレクターであるJake Greenが、英国財務報告評議会（FRC）の委員に任命されました。

FRCは、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）の財務報告の問題に対する方針の開発に対して責任があり、

ICAEWが公共の利益のために行動し、国内外の立法者、規制当局及び基準設定主体に影響を持てるようにしています。

IFRS第15号の収益－業界の考察

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームは、収益に関するグローバルな新基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」について、シリーズとなっている「業界の考察 (industry insights)」において4つの公表物を公表した。

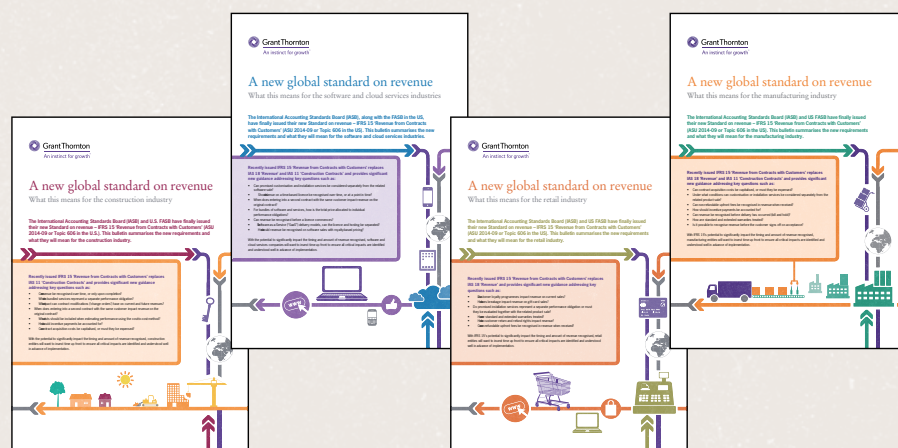
IFRS第15号は、支配に基づく新たな収益認識モデルを確立し、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及びいくつかの収益関連の解釈指針に従前に含まれていたガイダンスを置き換えています。

「業界の考察」の公表物では、新基準が以下の業界にとってどのような意味を持つのかを検討しています。

- ・ 建設
- ・ ソフトウェア及びクラウドサービス
- ・ 小売
- ・ 製造

これらの公表物は、グラントソントンが2014年6月に公表した「収益に関するIFRSニュース特別号」を補完しています。「業界の考察」又は「IFRSニュース特別

号」の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。



2014年版のIFRSに準拠した財務諸表記載例の公表

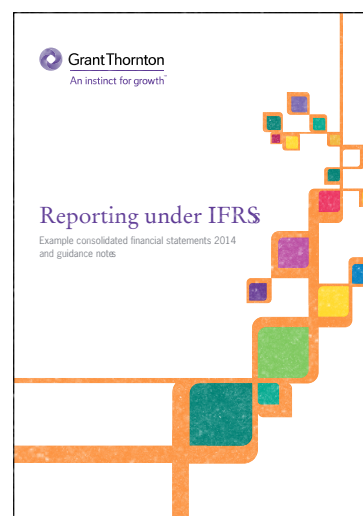
グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSチームは、IFRSに準拠した「連結財務諸表記載例」2014年版を公表した。

2014年版では、以下の事項を含め、2014年12月31日終了事業年度から発効するIFRSの変更を反映するよう見直し及び更新を行いました。

- ・ IFRIC第21号「賦課金」の公表
- ・ 金融資産と金融負債の相殺及び関連する開示に係るIAS第32号「金融商品:表示」及びIFRS第7号「金融商品:開示」の限定的な修正

- ・ 報告期間において、非金融資産の重要な減損損失又は戻入れを計上した場合の、回収可能価額の開示の適用の明確化に関するIAS第36号の限定的な修正

また、本刊行物は、「確定給付制度:従業員拠出 (IAS第19号の修正)」の早期適用を反映していますが、公表されているがまだ発効していないIFRSのその他の変更の早期適用については反映していません。



「IFRSに準拠した連結財務諸表記載例2014年版」の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせください。

カナダのパートナーが IFRSディスカッション・グループに任命される

グラントソントン・カナダのパートナーで、会計基準担当のナショナル・ディレクターであるRinna Sakは、カナダのIFRSディスカッション・グループ(IDG)のメンバーに3年の任期で任命された。

IDGは、カナダでIFRSを適用する際に発生する問題を議論する定期的な公開フォーラムを実施、維持するために、カナダ会計基準審議会により設置されました。IDGの議論に強制力はありませんが、IDGはカナダ及び世界の会計基準設定コミュニティにおいて広く信頼されています。

Rinnaは、グラントソントン・カナダの会計基準担当のナショナル・ディレクターとして、クライアントや専門スタッフのために複雑で判断を要する会計及び報告上の問題を検討したり、会計専門家やその他さまざまな人々を指導したり、品質レビューを行うなど、IFRSに関連するあらゆる重要な取組みを監督又は関与しています。こうした経験はIDGの議論のために大いに役立つと思われます。



グラントソントンは減損に関する 移行リソースグループのメンバーに任命される

米国のメンバーファームのシニア・マネージャーであるGraham Dyerが国際会計基準審議会の減損に関する移行リソースグループ(ITG)のメンバーに任命された。

ITGは、企業がIFRS第9号の金融資産の減損の要求事項の適用を開始した際に発生するであろう問題に対処する上で助けとなるよう設置されました。予想信用損失を認識するというIFRS第9号のアプローチは、現在の実務の抜本的な変更を意味し、特に金融サービス・セクターに重要な影響をもたらします。

ITGの目的は、IFRS第9号(2014年)の公表後の新たな減損の要求事項の適用から生じる論点について議論する利害関係者向けフォーラムを提供することにあります。また、こうした論点を解決す

るためのIASBの行動が必要な場合に、どのような行動が必要であるのかをIASBが判断する際に役立つ情報を提供します。しかし、ITG自身がガイダンスを公表することはありません。さらに、フォーラムでは、バーゼル銀行監督委員会の専門家を含む規制機関がオブザーバーとなります。

IASBは、ITGが、提出された論点のボリュームと複雑性に応じて年間2、3回程度の会合を開くことを求めています。最初の会合は2014年第4四半期に開催される予定です。



その他のトピックー概要

明確かつ簡潔な報告

英国財務報告評議会の財務報告研究所は、考察レポート「明確かつ簡潔な報告へ向けて (Towards Clear & Concise Reporting)」を公表しました。

本報告書では、目的適合的で簡潔な年次報告書の作成に向けた企業の進歩を調査し、企業がどのようにしてさらなる進歩を遂げられるのかについてアイデアを提供しています。英国のいくつかの大規模な企業の近年の年次報告書のレビューに基づき、本研究所は、企業が以下の事項について検討することを求めています。

- 使用するコミュニケーション・チャネル、及び情報を利用者のニーズに合致させる方法

- 投資者にとって最も重要な事柄に内容の焦点を合わせる方法
- 重要でない開示の削除
- 明確性を向上させるためのクロス・リファレンス(相互参照)やレイアウトの活用
- 早めの計画

いくつかの企業がすでに講じている措置について意見交換することによって、本研究所は、明確かつ簡潔な報告へのさらなる進歩を促す有用なアイデア源を提供することを目指しています。

IASB副議長はグローバルな基準について議論

IASBのIan Mackintosh副議長は、8月に南アフリカで行ったスピーチにおいてグローバルな基準について議論しました。

Mackintosh副議長は、スピーチの中で、各国の資本市場の高い相互関連性は、グローバルな財務報告言語が必要不可欠であることを示していると論断し、IASBがIFRSの質の向上と世界各国での採用の促進にいかに取り組んでいるかを説明しました。

IFRS財団とESMAがプロトコルに関する共同文書に合意

IFRS財団と欧州証券市場監督機構(ESMA)は、利害共通する分野における将来の連携の基礎となるプロトコルに関する共同文書に合意したことを発表しました。

本プロトコルに関する文書は、IFRS財団とESMAにおける既存のハイレベルな協力関係を再確認し、電子報告、新基準の適用及び他の新たな財務報告問題を含む、協力関係に関する追加の領域について述べています。

欧州におけるIFRSの影響について協議

欧州委員会は、欧州連合(EU)におけるIFRSの影響力についての公開協議を行いました。特に、IFRSの適用により、財務諸表の透明性及び比較可能性が高まることによって、EUの資本市場の効率性がどの程度向上したのかに焦点を当てています。本協議は、オンライン調査形式で行われており、2014年10月31日に終了しています。

IFRSの採用についてのEU内からのサポートの一つは、ヨーロッパ会計士連盟(FEE: Fédération des Experts Comptables Européens)からもたらされました。調査に回答したFEEは、「IFRSは、グローバルな財務報告基準の役割を効果的に果たすことのできる強固で完全、かつ広く受け入れられている財務会計基準のセットである」という見解を述べました。

IOSCOは非GAAP財務指標に関する提言を公表

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、支払利息・税金・減価償却控除前利益 (EBITDA) 又は「基礎的純利益 (underlying earnings)」といった非GAAP財務指標の表示を取り扱っている「非GAAP財務指標に関する提言」を公表しました。

このような指標の利用に関連する潜在的な問題に対応して、本提言では、当該指標の表示に対するIOSCOの期待が示されています。特に、非GAAP財務指標は以下の項目に該当すべきであるという提案が含まれています。

- ・ 定義されていること
- ・ 継続的に表示されていること
- ・ 利用に偏りがいないこと
- ・ 関連性のあるGAAP指標よりも重要視されていないこと

さらに、本提言では、非GAAP財務指標と最も直接的に比較可能なGAAP指標との調整表を財務諸表に表示し、繰り返し生じる可能性が高い項目については、臨時又は異常項目として表現すべきではないと提言しています。

EFRAGのフィードバック文書：事業モデルの役割

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、2013年12月公表の「財務諸表における事業モデルの役割」へ寄せられた回答を分析し、フィードバック文書を公表しました。

本フィードバック文書は、事業モデルが財務諸表において役割を果たすようにすることへの強力な支持を詳述しています。また、本リサーチ・ペーパーへの回答者の間には、事業モデルの概念がIASBの概念フレームワークのプロジェクトの一つとして取り扱われることへの強い要望があります。

EFRAGのディスカッション・ペーパー「請求権の分類」

EFRAGは、財務報告に関する概念フレームワークの改訂に関して、資本と負債の区別に係るプロジェクトの開発においてIASBを支援するために、ディスカッション・ペーパー「請求権の分類 (Classification of Claims)」を公表しました。

教育的性格のある本ペーパーは、企業に対する請求権 (claims) を区分すべき要素はいくつあるか、区分要求の目的及び希薄化をどのように描写することができるかなど、資本と負債の区別だけでなく、より広範な質問に対処しています。

IASBは、概念フレームワークの改訂に係る公開草案と同時期に、ディスカッション・ペーパーを公表する予定です (2015年に予定)。

個別財務諸表

EFRAGは、「個別財務諸表」に関するディスカッション・ペーパーを公表しました。

EUにおける2002年IAS規則の一部として、EU諸国は、非連結財務諸表におけるIFRSの適用に関していくつかの選択肢を与えられました。しかし、加盟国が当該選択肢から選択した場合に、個別財務諸表へのIFRSの適用において数多くの実務上の懸念が生じました。

そこで、本ディスカッション・ペーパーでは、連結財務諸表以外の財務諸表が経済的意思決定に際して欧州でどのように使用されているのかを検討し、IFRSに基づきそうした財務諸表を作成する際に生じる技術的な財務報告の問題について分析しています。そして、認識された問題の解決策を提案し、また将来的に個別財務諸表というものをどのように考えるべきかも提言しています。

EFRAGが「ショート・ディスカッション・シリーズ」を公表

EFRAGは、「ショート・ディスカッション・シリーズ」(欧州及びその他の国々のメンバー間で活発な議論を交わし、財務報告における横断的なジレンマにIASBが対処する際に役立つことを目的とした、現在話題となっており、かつ問題のある論点を取り扱う一連の討議書)において2つのペーパーを公表しました：

賦課金

「賦課金：異なる会計結果に対してIFRSをどのように変更すべきか」は、IFRIC第21号「賦課金」のEUでの適用、特にいくつか

の賦課金の即時費用計上、について承認するプロセスで示された懸念に対処するものです。本ペーパーでは、これらの懸念に対処する代替的アプローチを検討しています。

取得による「ステップ・アップ」の戻入りの表示

IFRS第3号「企業結合」では、企業結合で取得した資産及び負債を取得日の公正価値で測定することを要求しています (ごく一部の例外があります)。その結果、被取得企業の財務諸表の帳簿価額に「ステップ・アップ」とよばれる増額修正が加えられることがあります。

EFRAGのペーパーでは、こうしたステップ・アップ修正の事後的な戻入りの影響に関する情報が財務諸表利用者にとって有意義なものか、及びこうした情報をどのように表示しうるかを検討しています。また、こうした情報を作成することに伴ういくつかの実務上の論点についても検討しています。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2012年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及び国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

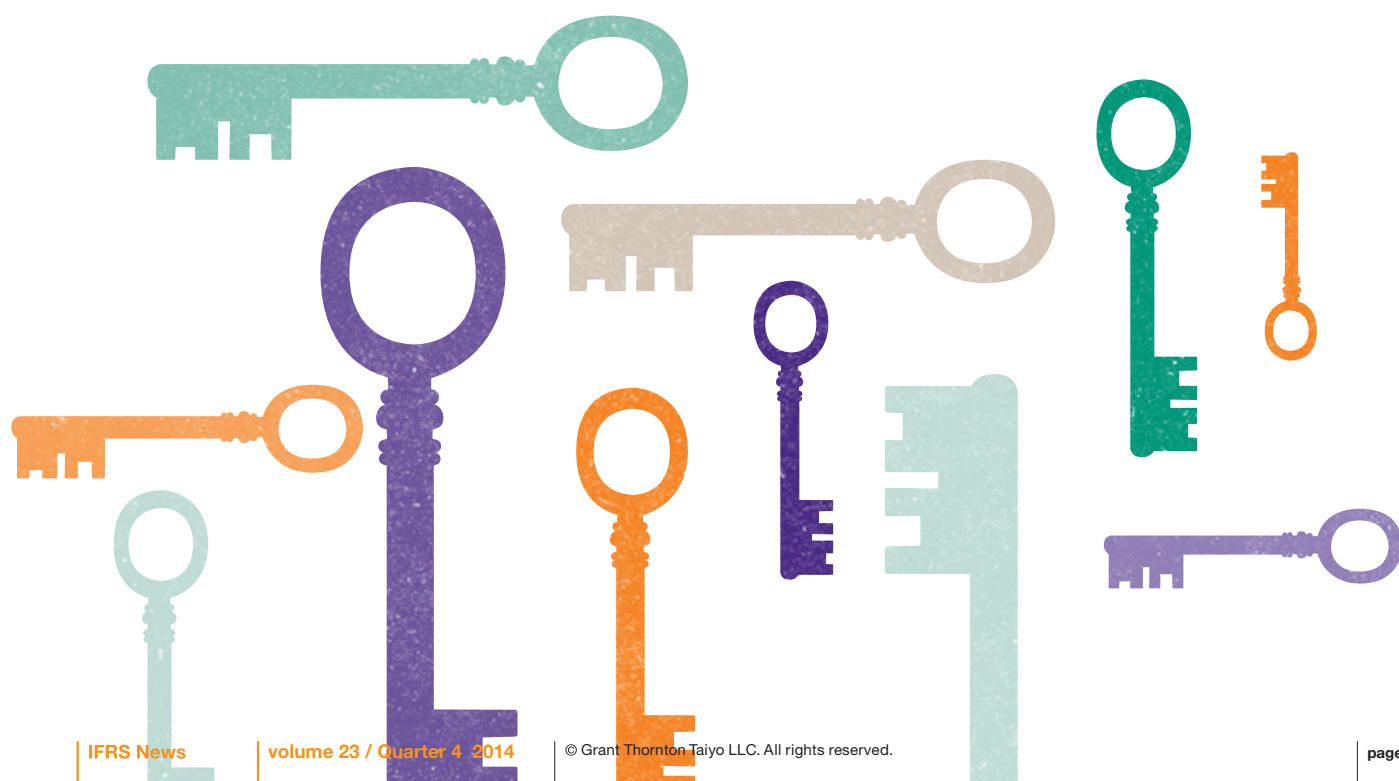
企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2012年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日	可
IFRS10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での 資産の売却又は拠出—IFRS第10号及びIAS第28号の修正	2016年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012—2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2011年—2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2010年—2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示 (IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が 適用される場合にのみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、第12号、 IAS第27号	投資企業 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可

2012年7月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺 (IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可 (ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決め及び他の企業への関与の開示:経過措置ガイダンス—IFRS第10号、第11号及び第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	年次改善2009年—2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金—IFRS第1号の修正	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺 (IFRS第7号の修正)	2013年1月1日	言及されていない (ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第19号	従業員給付 (2011年改訂)	2013年1月1日	可
IFRS 実務記述書	経営者による説明:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の修正)	2012年7月1日	可



コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS第12号の修正案)	2014年12月18日
ディスカッション・ペーパー	料金規制の財務上の影響の報告	2015年1月15日
公開草案	子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定 (IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号並びにIFRS第13号の設例の修正案)	2015年1月16日



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© Grant Thornton Taiyo LLC

この刊行物は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが作成したものを太陽有限責任監査法人が翻訳したもので、内容のご理解については原文もご参照下さい。

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。